資料№10

区連会 11 月定例会説明資料
令 和 ８ 年 １ １ 月 ２ ０ 日
栄区選挙管理委員会（総務課）

「共通投票所」の設置について【情報提供】

１　事業の趣旨

栄区では、有権者の皆様の利便性向上及び投票機会の拡大を図るため、令和９年４月執行の統一地方選挙（市会・県会・知事）から、区内７か所に試行実施として、「共通投票所」を設置します。

共通投票所では、投票日当日に、お住いの投票区にかかわらず、栄区の有権者であれば誰でも投票することができます。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。
【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】 定例会等で情報提供をお願いします。

３　設置場所

（１）栄区役所（第 11 投票区）－ＪＲ「本郷台駅」徒歩 10 分、駐車場あり（58 台）

（２）栄区民文化センターリリス（第 14 投票区）－ＪＲ「本郷台駅」徒歩３分

（３）笠間地域ケアプラザ（第 27 投票区）－ＪＲ「大船駅」徒歩１分、東口バスターミナル向かい

（４）桂台中学校（第 18 投票区）－イトーヨーカドー桂台店そば、駐車場あり（ヨーカドー96 台）

（５）上郷矢沢コミュニティハウス（第 19 投票区）
－バス停「犬山」「矢沢」徒歩５分、
駐車場あり（数台）

（６）上郷小学校（第 20 投票区）
－バス停「上之中央」徒歩５分

（７）豊田地区センター（第７投票区）
－バス停「飯島上町」「貝殻坂」徒歩２分、
駐車場あり（18 台）

栄区の共通投票所



４　設置場所の選定理由

今回の試行実施では、区内の様々な地域から利用しやすい環境を確保するため、

・多くの方に認知されている施設であること
・鉄道やバスなど公共交通機関によるアクセスが良好であること
・買い物など日常生活の動線上にあること
・駐車場やバリアフリー対応など、幅広い年代の方が利用しやすい施設であること
・投票所配置のバランスを考慮し、区全体として利用しやすい配置となること
・坂道の多い地域にお住まいの有権者の負担軽減が図れること

などを総合的に勘案し選定しました。

５　共通投票所の利用にあたって

（１）共通投票所を利用するための特別な手続きや事前申請は必要ありません。
投票の際は、「投票のご案内」をご持参ください。「投票のご案内」がお手元にない場合でも、選挙人名簿で本人確認ができれば投票できます。

（２）共通投票所を利用しない場合は、「投票のご案内」に記載された、ご自宅近くの指定された投票所で従来どおり投票できます。

（３）投票時間は、午前７時から午後８時までです。

（４）栄区以外の共通投票所は、ご利用になれません。

６　【注意】投票所が変更となる地域があります

共通投票所の設置に伴い、一部の投票区において投票所を変更します。

対象となる地域にお住まいの方は、これまで利用していた投票所では投票できませんので、ご注意ください。

・第７投票区　（旧）飯島町内会館　⇒（新）豊田地区センター
・第 14 投票区　（旧）県立柏陽高等学校　⇒（新）栄区民文化センターリリス
・第 19 投票区　（旧）上郷中学校　⇒（新）上郷矢沢コミュニティハウス
・第 27 投票区　（旧）かさまゆうわ館　⇒（新）笠間地域ケアプラザ

７　その他

今後、令和 10 年参議院選挙で再度、試行実施します。令和 12 年市長選挙からは本格実施として全ての投票所が共通投票所となり、栄区の有権者は区内のいずれの投票所でも投票できるようになります。

担当：栄区選挙管理委員会事務室（総務課統計選挙係）
伊藤・矢井田　／　電話 045-894-8315
メール sa-toukei@city.yokohama.lg.jp